

手続・手数料等

■お申込みメモ

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 2021年9月15日から2022年3月14日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・シドニーの銀行休業日 ・メルボルンの銀行休業日 |
| 換金制限 | ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限をおこなう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。 |
| 信託期間 | 原則として、2016年9月5日(設定日)から2026年12月14日までとします。 |
| 繰上償還 | 主要投資対象ファンドが償還される場合には、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 【毎月決算型】毎月14日(休業日の場合は翌営業日)です。 【年2回決算型】毎年6月、12月の各14日(休業日の場合は翌営業日)です。 |
| 収益分配 | 【毎月決算型】年12回、毎決算時に原則として収益分配をおこなう方針です。 【年2回決算型】年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 2,000億円 |
| 公 告 | 原則、 https://www.soam.co.jp/ に電子公告を掲載します。 |
| 運用報告書 | 【毎月決算型】毎年6月および12月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 【年2回決算型】毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。 |
| スイッチング | 「オーストラリアREITファンド(毎月決算型)」および「オーストラリアREITファンド(年2回決算型)」の間でスイッチングができます。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングの取扱いをおこなわない場合があります。) |

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | |
|---------------------|---|--|---|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等にかかる費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額に対して 年率1.133% (税抜1.03%) 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間末または信託終了のとき、信託報酬から支払われます。 | 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 | |
| 運用管理 費用の配分 | 支払先 | 内訳(税抜) | おもな役務 |
| | 委託会社 | 年率0.3% | 委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価 |
| | 販売会社 | 年率0.7% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| | 受託会社 | 年率0.03% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
| 投資対象とする 投資信託証券*1 | 純資産総額に対して年率0.605% (税込) | 投資対象とする投資信託証券にかかる信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価 | |
| 実質的な負担*2 | 純資産総額に対して 年率1.738%程度 (税込) ※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。 | | |
| その他の費用・ 手数料 | 有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。 | 有価証券の売買・保管にかかる費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務にかかる諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 | |

*1 ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

*2 ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆さまが実質的に負担する信託報酬率になります。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

〈税金〉

◆税金は表に記載の時期に適用されます。

◆以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記税率は2021年6月30日現在のものです。

※少額投資非課税制度(NISA)、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。